

# 北信越クラブユースサッカー連盟

## 基本規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、北信越クラブユースサッカー連盟（以下「本連盟」という）の定款に基づき、本連盟の組織及び運営に関する基本原則を定める。

### 第2章 組織

#### 第1節 役員

(学識理事の選任)

第2条 学識理事は理事長が指名し、原則として理事長の在任期間と任期を揃えるが、改選期においては理事長に都度指名の有無を確認する。また、後任の理事長が指名をした場合は再任を認める。なお、学識理事とは広くスポーツに精通し、本連盟の運営に貢献できる者とする。

(役員の定年制)

第3条 定款第28条第1項第1号の規定により理事となった者の北信越5県連盟推薦理事としての在任期間は、最長で8年までとする。ただし、理事会の決議があった場合には2年延長することができる。

- ② 定款第24条第1項に規定される役員は、その就任時に、満70歳未満でなければならない。

(参与)

第4条 定款第32条に規定される参与の任期は、4年とする。

(服務規程)

第5条 役員の服務に関する規定は、別に定める規程に従う。

## 第2節 評議員会

(評議員)

第6条 評議員は役員を兼ねることができない。

(構成)

第7条 理事は評議員会に出席して意見を述べることができるが、議決権はない。

## 第3節 理事会

(オブザーバー出席)

第8条 予め理事長に届け出て承認を得た者は、オブザーバー（議決権はない）として理事会に出席することができる。但し、評議員は、この限りではない。

## 第4節 専門委員会及び大会運営委員会

(専門委員会の設置)

第9条 定款第46条に規定される専門委員会を設置することができる。

(大会運営委員会の設置)

第10条 本連盟が主催又は主管する競技会を開催するため、大会毎に大会運営委員会を設置する。

(組織及び委員)

第11条 専門委員会委員長及び大会運営委員会委員長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- ② 専門委員会委員は、当該委員長が推薦し、理事会の決議によって会長が委嘱する。
- ③ 大会運営委員会委員は、サッカー競技の運営に関する知識を有する者の中から委員長が推薦し、理事会の決議によって会長が委嘱する。
- ④ 専門委員会委員及び大会運営委員会委員は、各委員会を構成し、理事会の方針に従って業務を処理する。
- ⑤ 専門委員会委員長及び大会運営委員会委員長は、各委員会を招集し、会議の議長

となる。

- ⑥ 専門委員会委員長及び大会運営委員会委員長が欠けたとき又は事故があるときは、委員会が予め定めた順位に従い、他の委員がその職務を代行するものとする。

(委員の任期)

第 12 条 各委員会の委員長及び委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

- ② 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

## 第 5 節 事務局

(事務局)

第 13 条 事務局には、次の業務担当部門を置く。

- 1) 庶務及び会計

(書類及び帳簿の備付け)

第 14 条 本連盟の事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- 1) 連盟の定款及び基本規定
  - 2) 加盟クラブ名簿
  - 3) 役員及び事務局員の名簿及び履歴書
  - 4) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
  - 5) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
  - 6) 各大会の記録
  - 7) その他必要な帳簿及び書類
- ② 前項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号の書類は永久保存とし、同項第 4 号及び第 6 号の帳簿及び書類は 10 年保存とし、同項第 7 号の書類及び帳簿は 1 年保存とする。

(議事録)

第 15 条 事務局は、評議員会、理事会、大会運営委員会並びに理事長が必要と認める専門委員会の会議の議事録を作成しなければならない。

- ② 議事録は、次に掲げる事項を記載したものとする。
  - 1) 会議の名称
  - 2) 会議の日時及び場所
  - 3) 会議に出席すべき人数及び出席者数

- 4) 会議に出席した者の氏名
- 5) 議決の経過の概要及びその結果
- 6) 議事録署名人の署名

## 第3章 加盟団体

### 第1節 総則

(趣旨)

第16条 定款第7条第1項の規定に基づき、加盟団体（北信越5県連盟、以下各県連盟という）に関し必要な事項を定める。

(遵守義務)

第17条 本連盟の各県連盟は、本連盟の定款、基本規程およびこれに付随する諸規程ならびに本連盟の指示、指令、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。

(統轄)

第18条 本連盟は、定款第8条に挙げる各県連盟の運営に対して、助言と指導勧告を行えるものとする。

### 第2節 県連盟

(定義)

第19条 各県連盟は、北信越各5県におけるクラブユースサッカー界を統括及びサッカーの普及及び振興を図る。

(届出義務)

第20条 各県連盟は、毎年、事業年度終了後2ヶ月以内に、その事業年度に関する次の書類を本連盟に届け出なければならない。

- 1) 財務諸表
- 2) 役員名簿
- 3) 定款・基本

## 第4章 加盟クラブ

### (加盟クラブ)

第21条 定款第9条に規定されたクラブとは、U-15及びU-18の6年間を一貫指導できる環境づくりに努力すること及び次に掲げる内容を満たすクラブをいう。

1. 本連盟に加盟を希望するクラブは、同時に定款第8条に規定される北信越五県クラブユースサッカー連盟（以下「県連盟」という。）及び北信越クラブユースサッカー連盟（以下「本連盟」という。）に加盟しなければならない。
2. 加盟クラブは、メンバー構成に身分、職業による制約を設けてはならない。
3. 加盟クラブは、11名以上の選手を保有していなければならない。
4. 加盟クラブは、他の加盟クラブ又は他の連盟に加盟しているチームの選手を保有してはならない。
5. 公益財団法人日本中学校体育連盟又は公益財団法人全国高等学校体育連盟に加盟することができる団体若しくは加盟している団体は、本連盟に加盟登録できない。
6. 加盟クラブの代表者及び事務局担当者は、成人でなければならない。
7. 加盟クラブは、定期的に使用できるグラウンドを確保し、定期的な練習日を設けるものとする。
8. 加盟クラブは、U-18、U-15、U-12の各年代のチームを保有していることが望ましい。いずれかのチームを保有していない場合は、5年以内に連続6年間の一貫指導できる環境をつくる努力をしなければならない。
9. 加盟クラブは、加盟登録後1年以内に3級審判員資格を有する者を最低限1名、2年以内に3級審判員資格を有する者を2名以上帯同するものとする。
10. 加盟クラブは、加盟登録後5年以内に公益財団法人日本サッカー協会公認C級コーチ以上の資格を有するクラブ専属指導者を確保するものとする。
11. 加盟クラブは、活動する地域社会に密着したスポーツ活動を事業計画として企画し、実施しなければならない。

### (新規加盟登録)

第22条 本連盟に新たに加盟を希望するクラブは、次に掲げる書類を県連盟に提出、県連盟を経て、本連盟の承認を得なければならない。ただし、第5種登録クラブについてはこの限りでは無い。

- 1) 加盟登録申請書（書式第1号）
- 2) クラブの規約

- 3) クラブの状況調査票
- 4) 公益財団法人日本サッカー協会の加盟登録申請確認画面の写し（JFAのWeb登録サイトより印刷し、協会登録の受付整理番号を記入のこと）

（継続加盟）

第23条 本連盟に継続して加盟を希望するクラブは、理事会が定める期日までに加盟登録申請書（書式第1号）（入力済み）のデータと公益財団法人日本サッカー協会の加盟登録申請確認のデータ（JFAのWeb登録サイトのデータ。この時、協会登録の受付整理番号の分かるもの）を添付して、県連盟を経て、本連盟に提出しなければならない。

- ② 加盟登録申請書（書式第1号）の記載事項に変更が生じたときは、直ちにその変更を所定の書式により県連盟及を経て本連盟に提出しなければならない。
- ③ クラブの規約に変更があった場合には、その写しをデータまたは印刷して提出すること。

（加盟登録料）

第24条 本連盟に加盟を希望するクラブは、年会費としてU-18は2万5千円、U-15は2万5千円を定められた各県連盟を経て期限内に本連盟に納付しなければならない。

（退会）

第25条 本連盟を退会するときは、その旨を書面で県連盟を経て届け出るものとする。

（加盟クラブ数の特例）

第26条 当分の間、加盟クラブ数の算出にあたっては、U-18及びU-15の双方に加盟しているクラブは、2クラブとみなす。

## 第4章 選手の登録等

（登録及び追加登録）

第27条 選手の登録及び追加登録に関しては、公益財団法人日本サッカー協会規程に従うものとする。

（選手の移籍）

第28条 選手の移籍に関しては、公益財団法人日本サッカー協会規程に従うものとする。

## 第5章 懲罰

(懲罰)

第29条 懲罰に関する規定は、公益財団法人日本サッカー協会規程を適用する。

## 第6章 改正

(改正)

第30条 本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

## 第7章 附則

(施行)

第31条 この基本規定は、2020年（令和2年）2月16日から施行する。

(改正)

- ※ 2004年（平成16年）2月29日、一部改定
- ※ 2006年（平成18年）2月27日、一部改正
- ※ 2016年（平成28年）4月1日、一部改正
- ※ 2020年（令和2年）2月16日、改正